

2020年3月

受益者の皆様へ

PGIM ジャパン株式会社

「PRU海外株式マーケット・パフォーマー」
信託終了（繰上償還）予定のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、追加型証券投資信託「PRU海外株式マーケット・パフォーマー」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、2020年1月末日現在（純資産総額約19億523万円、受益権口数約7億5,545万口）、受益権口数が10億口を下回る状態が継続しており、今後も純資産総額の大幅な増加は見込めない状況にあるため、長期にわたり商品性に沿った効率的な運用をご提供するために十分な資産規模の維持が困難になっております。これらの状況を総合的に勘案し、運用を継続するよりも信託を終了することが受益者の皆様の利益に資するものと判断いたしました。改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」および投資信託約款に基づき、信託終了（繰上償還）の手続きを実施させていただきたく、お知らせいたします。

何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

1. 信託終了（繰上償還）の手続きおよび日程

当ファンドの信託終了（繰上償還）について、ご異議のある受益者（公告日時点の当ファンドの受益者であり、2020年3月10日までに取得申込の受付が完了された方が対象となります。）は、当社に対し、書面により異議を申し立てることができます。

① 公告日（日本経済新聞）	2020年3月12日
② 異議申立期間	2020年3月12日から2020年4月13日まで
③ 信託終了（繰上償還）の可否決定	2020年4月15日
④ 買取請求期間	2020年4月22日から2020年5月11日まで
⑤ 取得申込・解約請求の最終受付日	2020年5月13日（販売会社により異なる場合があります。）
⑥ 信託終了日（予定）	2020年5月15日

異議申立てをされた受益者の受益権口数が、公告日時点における当ファンドの受益権総口数の2分の1を超えない場合は、信託終了（繰上償還）が決定いたします。

異議申立てをされた受益者の受益権口数が、公告日時点の受益権総口数の2分の1を超えた場合は、繰上償還は行いません。この場合、速やかに受益者にお知らせいたします。

2. 異議申立てについて

当ファンドの信託終了（繰上償還）について、
ご同意いただける場合は、特に必要なお手続きはございません。

ご異議のある受益者の方は、異議申立期間中（2020年3月12日から2020年4月13日まで（弊社必着））に、以下の内容を書面にご記入の上、下記宛先にご郵送ください。

<ご記入いただく事項>

- ① ご記入日
- ② ファンド名
- ③ ご住所、お名前、ご連絡先の電話番号
- ④ 取扱販売会社名、取引店名、口座番号
- ⑤ 保有する受益権口数（2020年3月12日時点）
- ⑥ 異議を申立てる旨

<宛先>

〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-13-10 プルデンシャルタワー
PGIM ジャパン株式会社 異議申立受付係

<留意事項>

- ※口座番号、受益権口数をご不明な場合は、取扱販売会社へお問い合わせください。
- ※ご記入いただいた書面の内容に不備がある場合、異議申立ての受付ができない場合があります。
- ※異議申立書面に記載された受益者の方の個人情報、当ファンドの信託終了（繰上償還）に係る異議申立ておよび買取請求に関する手続きのみを利用目的とし、弊社、販売会社、受託会社の間でその情報を共有致します。

3. 買取請求について

信託終了（繰上償還）が決定した場合、異議申立てをされた受益者は、買取請求受付期間中（2020年4月22日～2020年5月11日まで）に、保有する受益権について、受託会社に対し、信託財産をもって買い取ることを請求することができます。

買取請求をご選択される場合は以下の各項目につき、ご注意ください。

<手続きの流れ>

- ① 異議申立てをされた受益者宛に、委託会社から「買取請求のご案内」を発送
- ② 買取請求必要書類のご記入
- ③ 買取請求必要書類を販売会社および受託会社へご提出
- ④ 受託会社での買取請求必要書類の受理
- ⑤ 当ファンドの信託財産による買取の実行

<留意事項>

- ※買取請求をされるか否かは、異議申立てをされた受益者の任意です。必ず買取請求をしなければならぬということではありません。
- ※異議を申立てたか否かにかかわらず、販売会社において通常どおり解約請求を受け付けております。

- ※前述の買取請求は、信託終了（繰上償還）に対し異議申立てをされた受益者が、法令に基づいて受託会社に対して行うものであり、販売会社に対して行うものではありません。
- ※買取は、受託会社が買取請求を受付けた日（受理日）の翌営業日の解約価額をもって行われます。なお、買取請求必要書類を販売会社の取扱部支店へご提出された日と受託会社が受理する日は異なる場合があります。
- ※個人の受益者は買取による譲渡益に、法人の受益者は買取時の個別元本超過額に対して課税されます。（税法が改正された場合には、上記の取り扱いが変更になることがあります。詳しくは最寄りの税務署にご確認ください。）
- ※買取代金のお支払いに際し発生する振込手数料および買取計算書送付費用等は、買取代金より差引かせていただきます。
- ※買取代金のお支払いまでには、通常の解約請求よりも日数を要する可能性がありますので予めご了承ください。

以上

本件に関するお問い合わせ先

PGIM ジャパン株式会社 PRU ホットライン

電話番号 03-6832-7111（受付時間：営業日の午前9時～午後5時まで）